

10 「秋田県交通安全の日」の実施

1 実施目的

交通事故を防止するためには、道路を利用する県民一人一人が日頃から交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することが重要であり、このため、「秋田県交通安全の日」を制定し、県、市町村及び警察をはじめとする関係機関・団体等が相互に連携して交通安全活動を実施し、交通安全思想の普及・浸透を図ることを目的とする。

2 秋田県交通安全の日

毎月1日を「秋田県交通安全の日」とする。

3 重点

交通ルールの遵守と交通マナーの向上
～歩行者ファースト意識の浸透～

4 推進事項

推進項目	推進事項
運転者に対する推進	<ul style="list-style-type: none">○ 交通ルールを遵守し、思いやりとゆとりを持った運転に努める。○ 住宅街、交差点、横断歩道などの道路環境や周囲の状況に応じ、安全な速度で走行するとともに、前方注視と確実な安全確認を行う。○ 横断歩道は歩行者優先で、横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止できるような速度で進行する。
家庭、地域での推進	<ul style="list-style-type: none">○ 交通機関・団体と連携し、児童・生徒等の歩行者に対する交通安全指導、保護誘導活動に努める。○ 家庭では、外出時に「気をつけてね」等の声かけを行い、交通事故防止に努める。
職場、学校での推進	<ul style="list-style-type: none">○ 朝礼や点呼等の機会、社内放送、機関紙、掲示板等を活用して交通事故の発生状況を紹介し、交通ルールの遵守と道路環境に応じた安全運転の実践を呼び掛ける。○ 職員の体調管理と運行管理に努める。○ 学校では、全校集会や学級別の朝会、校内放送等で交通事故防止のための注意事項を伝えたり、話し合いの場を設けるなど、交通安全意識の醸成を図る。
推進機関・団体等の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関・団体等は、ウェブサイト、新聞、テレビ、広報紙、機関紙、広報車等の各種広報媒体を活用して、積極的な交通事故防止の広報・啓発活動に努める。○ 会社、官公署、事業所（場）等の出入口にポスターや交通安全旗などを掲げるなどして、交通安全意識の浸透を図る。

	<ul style="list-style-type: none">○ 各種会合等を利用して、交通安全の日の周知と交通安全意識の高揚に努める。○ 出退社時にシートベルト着用や安全速度の遵守の指導のほか、交通事故防止のための声かけを行うなどして、職員の意識付けを図る。○ 関係機関・団体の職員は、交通ルールを遵守して、他の模範となるような思いやり運転に努める。
--	---